

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた金沢大学の活動指針（2023.5.8）

## ○現在の警戒カテゴリー

※カラーのセル：本学の現状

カテゴリー	定義
A(要注意)	感染の危険性が大幅に減少した場合。
B(警戒)	石川県内において感染拡大の危険性はあるが、自治体独自の緊急事態宣言が出されていない場合。
C(高度警戒)	感染が急拡大し、地域の医療がひっ迫し、自治体独自の緊急事態宣言が出されている場合。（レベルDにかなり近い状態）
D(緊急事態)	国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校要請のある場合、キャンパス内の複数部局で感染者の発生又はクラスター感染の発生がある場合、など。

## ○具体的な活動指針

【凡例】○：実施可、△：制限有、▲：禁止または強い制限有

レベル	教育 (講義・演習、実験・実習)	教員・学生の研究活動	学生の正課外活動	事務業務 (事務、技術職員など)	会議	出張・旅行 (全構成員)
0	<b>通常通り ※基本的な感染対策を実施</b>					
1	○感染防止対策を徹底の上、講義・演習の実施可 ○感染防止対策を徹底の上、グループワーク、実験・実習の実施可	○感染防止対策の上、研究活動可	△感染防止対策を徹底の上、実施可とするが、状況に応じて一部を不許可 △本学主催・共催のイベント等、試合・演奏会等への参加、試合・演奏会等を伴わない合宿は、状況に応じて一部を不許可	○感染防止対策（在宅勤務、別室勤務、時差出勤、web会議等を活用など）の上、通常勤務	○感染防止対策の上、対面会議可	○リスクの高い地域への出張・旅行注意
1.5	△感染防止対策を徹底の上、講義・演習の実施可（受講者に最低1mの間隔を確保する、前後左右の席を空ける、講義室等の収容定員の概ね50%以下とする、のいずれかを目安とする） ○感染防止対策の上、実験・実習の実施可 △いずれもグループワークは、感染拡大防止に最大限の配慮の上、実施可（身体的距離が十分に確保できない場合は、こまめな換気や飛沫の抑制（大声を出さない等）を徹底する）	※レベル1と同じ	△感染拡大防止に最大限の配慮の上、実施可とするが、密を避けられない活動は状況に応じて一部を許可 △本学主催・共催のイベント等、試合・演奏会等への参加、試合・演奏会等を伴わない合宿は、状況に応じて一部を許可 ▲トレーニングルームは正課教育のみ可 ▲自宅・アパート等での友人・知人との飲食は自粛、宿泊は禁止	※レベル1と同じ	※レベル1と同じ	※レベル1と同じ
2	△感染拡大防止に最大限の配慮をしても、密を避けられない授業は、ICTを使った遠隔授業を原則 △感染防止対策の上、4㎡/人程度のスペースが確保できる授業は、対面実施可 * 講義室の形態で適正人数が異なるので、スペース要件の詳細は学生に別途指示 ▲いずれもグループワークは不可（4㎡/人程度のスペースが確保できれば可）	△感染拡大防止に最大限の配慮をしても、密を避けられない場合は、在宅での研究活動を推奨 △感染防止対策を徹底の上、4㎡/人程度のスペースが確保できる研究活動の継続可	▲感染拡大防止に最大限の配慮をしても、密を避けられない活動は原則禁止（状況に応じて一部を許可） ▲本学主催・共催のイベント等、試合・演奏会等への参加は、原則中止又は延期（状況に応じて一部を許可） ▲試合・演奏会等を伴わない合宿は禁止 ▲友人・知人との飲食・宿泊は厳に禁止	△半数から1/3程度の在宅勤務又は別室勤務の実施及び時差出勤の活用	△可能な限りオンライン会議を推奨 ▲感染防止対策（4㎡/人程度のスペース確保）の上、対面会議可	△リスクの高い地域への不要不急の出張・旅行自粛
3	▲講義・演習の対面授業の全面停止（ICTを使った遠隔授業のみ） △必要最少人数による実験・実習のみ可（教員の指導の下で）	△原則、在宅での研究活動のみ可 ▲継続中の実験・研究資源維持などのために必要な教職員以外は入構自粛	▲学内外を問わず全ての活動禁止（状況に応じて一部の入構を許可）	△原則、在宅勤務のみ可 ▲重要案件に関する事務を継続するため、必要最少人数が短時間交替勤務可	△原則、オンライン会議のみ可 ▲4㎡/人程度のスペース確保の上、緊急かつ必要性のある場合のみ対面会議可	▲緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置が適用されている地域への不要不急の出張・旅行の原則禁止 △その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛
4	▲原則、授業のための登学禁止 ▲ICTを使った遠隔授業のみ実施可 ▲学修機会保証等のため、事前に本学が認めた者のみ登学可	▲原則、在宅での研究活動のみ可 ▲教員の入構も禁止。ただし、安全確保、研究継続に必須な資産等（生物・精密機器等）維持のための最低限の教職員等のみ入構可	▲学内外を問わず全ての活動禁止（状況に応じて施錠）	▲原則、在宅勤務のみ可 ▲大学機能の維持のための最低限の職員のみ短時間勤務可	▲対面会議禁止、オンライン会議のみ	▲全ての移動を原則禁止
5	大学封鎖（ロックダウン）					

※附属病院に勤務する教職員はこの活動指針の適用を受けない。